

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸住宅は、市場において住宅を確保することが困難な市民の居住の安定や、ファミリー向け賃貸住宅の質の向上などに大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、平成 19 年 6 月 22 日に閣議決定された「規制改革推進のための 3 か年計画」では、現在 77 万戸ある機構の賃貸住宅を過大であるとし、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すという方針を掲げており、7 千戸を超える機構の賃貸住宅に住む川崎市民の間には不安の声が高まってきている。

一方、平成 19 年 6 月 29 日に成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における衆議院国土交通委員会の採決に際しては、機構の賃貸住宅について、居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めることなどの附帯決議がなされているところである。

よって国及び関係機関におかれては、この附帯決議を遵守するとともに、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 居住者の居住の安定に配慮し、居住者との合意なしに機構賃貸住宅の売却・削減をしないこと。
- 2 市場家賃（近傍同種家賃）を基本とする家賃制度から、居住者の負担能力を考慮した家賃制度の導入を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長

あて